

結成70年の歴史ある

# あなたも香川県教職員組合へ

いっしょに手をつなぎ

## 子どもたちと教職員の幸せを考えませんか？

### つながりたい もっと学びたい

青年部 BBQ  
ホストステイまんのう  
(コロナ禍休止中)



平和の旅  
コロナ禍休止中

学習会



←採用選考試験(パワーアップ)学習会



せんせとたまごの学校(青年部)

# 香川教育

発行所  
高松市田村町1033-3  
TEL (087) 867-4797  
FAX (087) 867-6446  
kakyoso@kakyoso.com  
香川県教職員組合  
定価 1部50円 1月100円  
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ

<http://kakyoso.com/>



## 私たちは、こんな活動をしています

### 働きやすい職場環境にしたい 子どもたちの学ぶ環境をよくしたい



現場の状況や運動方針を話し合う定期大会



職場の様々な要求を県教委と交渉

# KAKYOSO

WEBでも  
情報発信中

<http://kakyoso.com/>

facebook: 香川県教職員組合

香教組は、1947年(昭和22年)の結成以来、一貫して教職員の生活や権利を守り、平和と民主教育を発展させるための運動を続けてきました。現在は、全日本教職員組合(全教)に結集する教職員組合として、香川では香川県高等学校教職員組合(香川高教組)、香川県私立学校教職員組合連合(香川私教連)と力を合わせて活動しています。

教育という仕事は、みんなで支え合い、助け合うものです。みんなで力を合わせて、子どもたち一人ひとりを大切に作る学校と社会をつくりましょう。

が先生になったとき

私が先生になったとき  
自分が真理から目をそむけて  
子どもたちに本当のことが  
語れるのか

私が先生になったとき  
自分が未来から目をそむけて  
子どもたちに明日のことを  
語れるのか

私が先生になったとき  
自分が理想を持たないで  
子どもたちにいったいどんな夢が  
語れるのか

私が先生になったとき  
自分が誇りを持たないで  
子どもたちに胸を張れと  
言えるのか

私が先生になったとき  
自分がスクラムの外にいて  
子どもたちに仲良くしろと  
言えるのか

私が先生になったとき  
ひとり手を汚さず  
自分の腕を組んで  
子どもたちがんばればいざ  
言えるのか

私が先生になったとき  
自分のたたかいから目をそむけて  
子どもたちに勇気を出せと  
言えるのか

私が先生になったとき

(作者不詳)



# 教特法（教育公務員特例法）改正案可決！

## 教員免許更新制廃止（22年7月）と研修記録義務付け（23年4月）

2022年4月8日、衆院文部科学委員会で、教員免許更新制を廃止し、新たに教員研修の記録作成を義務付け教育公務員特例法改正案が賛成多数で可決されました。また、教職員研修が教員の負担増にならないよう配慮することを求めた7項目の附帯決議が採択されました。

### 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案の概要

#### 趣旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、**公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する等の措置を講ずる。**

#### 概要

#### 1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

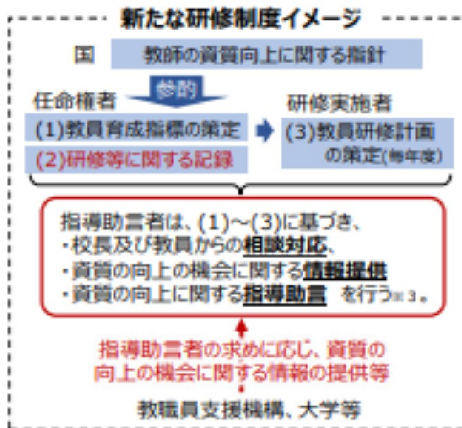
①任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならない。

＜記録の範囲＞【教特法第22条の5第1項及び第2項】  
・研修実施者<sup>※1</sup>が実施する研修  
・大学院修学休業により履修した大学院の課程等  
・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得  
・その他任命権者が必要と認めるもの

②指導助言者<sup>※2</sup>は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。【教特法第22条の6第1項及び第2項】

③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構（NITS）や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。【教特法第22条の6第3項】

④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。【教特法第22条の4第2項第4号】



※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。  
※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。  
※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。

#### 2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

①普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。【免許法第9条～第9条の4等】

②施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を設ける。【附則第3条】

#### 3. その他(教育職員免許法の一部改正)

①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経歴の対象を拡大する。【免許法別表第8】

②主として社会人を対象とする教職特別課程（普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程）について、修業年限を1年以上に弾力化する。【免許法別表第1備考第6号】

#### 施行期日

令和4年7月1日（1.の規定は令和5年4月1日）【附則第1条】

文科省HPより ([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/an/detail/mext\\_00023.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00023.html))

2009年より始まった教員免許更新制は、廃止の方向で動き始めました。しかし、教員免許更新制度の廃止と引き換えに、新たな研修制度として、研修履歴の記録を義務付けるものです。その研修は、研修実施者が実施するものや任命権者が開設したもの、大学院の過程等とされています。

これまで、教職員が自主的に学んできた民間教育団体の研修は認められるとはされていません。香教組は、教員免許法を改定し、教育公務員特例法の改定は必要ないとこれまでも主張してきました。教員の研修は、あくまでも自主的なものであり、個々の教員にとって必要な研修は違います。

教員の働き方改革を進め、教員にゆとりを生みだすことによつて、教員の研修は進んでいくはずで、また、教員の研修は、与えられた時間、与えられた場所で行われるものだけでなく、日常の情報交換の中にも、多くの学ぶ内容があります。今回の研修履歴の記録を残す制度は、教員から教育実践の自由を奪い、管理しやすくする制度ではないかと危惧されます。

新たな研修制度は必要なし！教員免許更新制のみの廃止！香教組は訴えます。今後、本会議での法案成立後、各自自治体で制度の整備が進むと思われま。現場の様子を香教組までお届けください。制度が確立する前に、教員にとっていい形で進めていくためには、みなさんの声が必要です。情報をお待ちしています。



香教組はこんな活動しています▼組合は本音で話せる場所です。組合には、職場で言えない愚痴をこぼしたり、悩みを相談したり、楽しく交流したりする仲間がいます▼最新の教育情勢を学んだり、実践をみがいたりする学習会や講演会がたくさんあります。組合を代表して全国の学習会にも参加することが出来ます。「やりたいな」と思うことを実現できる場です▼交渉は香教組組合員と教育委員会が協力して現場を改善していく大切な場です。組合があるからこそ現場の声

あなたもぜひ

を直接教育委員会に示すことができます▼仲間が増えることで、子どもたちの教育条件をさらに充実させることができます。もちろん、教職員がもっと働きやすい学校をつくることにつながります▼香教組がお届けする「香川教育」は、教職員として働き、生活するためのヒントが満載です▼アンケートに答えたり、要求に対して署名したりするだけでなく一人一人の小さな力が大きな力になり、社会が変わっていくのです▼香教組は組合員の組合費で支えられています。あなたも香教組へ入りませんか？